

平成25年第3回伊仙町議会臨時会

第 1 日

平成25年11月15日

平成25年第3回伊仙町議会臨時会議事日程（第1号）

平成25年11月15日（金曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第1号）

○開会の宣言

○開議の宣言

○日程第1 会議録署名議員の指名

○日程第2 会期の決定

○日程第3 議案第52号 平成25年度伊仙町一般会計補正予算（第4号）（提案理由～質疑～討論～採決）

○日程第4 議案第53号 平成25年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（提案理由～質疑～討論～採決）

○日程第5 議案第54号 平成25年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第3号）（提案理由～質疑～討論～採決）

○日程第6 議案第55号 平成25年度特産品開発製造販売プロジェクト事業建築本体工事請負契約について（提案理由～質疑～討論～採決）

1. 出席議員（12名）

| 議席番号 | 氏名 | 議席番号 | 氏名 |
|------|-------|------|-------|
| 1番 | 永田誠君 | 2番 | 福留達也君 |
| 3番 | 前徹志君 | 4番 | 佐藤隆志君 |
| 5番 | 明石秀雄君 | 6番 | 樺山一君 |
| 7番 | 永岡良一君 | 9番 | 伊藤一弘君 |
| 11番 | 琉理人君 | 12番 | 上木勲君 |
| 13番 | 美島盛秀君 | 14番 | 常隆之君 |

1. 欠席議員（2名）

| | | | |
|----|--------|-----|-------|
| 8番 | 清水喜玖男君 | 10番 | 杉並廣規君 |
|----|--------|-----|-------|

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 椛山正二君 事務局係長 佐平勝秀君

1. 説明のため出席した者の職氏名

| 職名 | 氏名 | 職名 | 氏名 |
|-----------------------|-------|----------|-------|
| 町長 | 大久保明君 | 副町長 | 中野幸次君 |
| 総務課長 | 窪田良治君 | 企画課長 | 牧徳久君 |
| 税務課長 | 池田俊博君 | 町民生活課長 | 西吉広君 |
| 保健福祉課長 | 松田一郎君 | 経済課長 | 樺山誠君 |
| 建設課長 | 中熊俊也君 | 耕地課長 | 上木義一君 |
| 環境課長 | 益一男君 | 水道課長 | 芳田勇人君 |
| 選管書記長 | 佐平浩則君 | 農委事務局長 | 益岡稔君 |
| 教育長 | 茂岡勲君 | 教委総務課長 | 鶴永宏造君 |
| 社教課長補佐 | 稲田良和君 | 学給センター所長 | 永島均君 |
| ほーらい館長 | 仲武美君 | | |
| 総務課長補佐 | 田島輝久君 | | |
| 総務課長補佐 | 仲島正敏君 | | |
| 議会中継班（総括情報戦略室長 | 関政樹君） | | |
| （終日）稲田大輝君・上木博之君・西川由紀君 | | | |

△開 会（開議） 午前10時00分

○議長（常 隆之君）

ただいまから平成25年第3回伊仙町議会臨時会を開会します。
これから、本日の会議を開きます。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（常 隆之君）

日程第1 会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、明石秀雄君、樺山 一君、予備署名議員として永岡良一君、清水喜玖男君を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（常 隆之君）

日程第2 会期の決定について、議題とします。

本臨時会は、会期を本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期を本日1日と決定しました。

△ 日程第3 議案第52号 平成25年度伊仙町一般会計補正予算（第4号）

○議長（常 隆之君）

これから、議案第52号、平成25年度伊仙町一般会計補正予算（第4号）について議題とします。
提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

平成25年第3回伊仙町議会臨時会、提案いたしました議案第52号の提案理由の説明いたします。

平成25年度伊仙町一般会計の規定の予算に変更が生じたので、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。ご審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（常 隆之君）

補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（窪田良治君）

ただいま、町長からご提案がございました、議案第52号について、補足説明をいたします。

平成25年度伊仙町一般会計補正予算（4号）は、規定の歳入歳出予算の総額50億8,540万3,000円に歳入歳出それぞれ6,092万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を51億4,633万1,000円とするも

のでございます。

4 ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書によってご説明をさせていただきます。

総括。歳入 9 款地方交付税、補正前の額29億1,712万2,000円に1,833万6,000円を増額補正をし、29億3,545万8,000円とするものでございます。

13款国庫支出金 4 億6,620万3,000円に2,483万3,000円を増額補正をし、4 億9,103万6,000円とするものでございます。

14款県支出金 4 億3,358万2,000円に695万6,000円を増額補正をし、4 億4,053万8,000円とするものでございます。

15款財産収入、補正前の額946万7,000円に補正額494万円を増額補正をし、1,440万7,000円とするものでございます。

16款寄附金90万、補正前の額、90万2,000円に補正額310万円を増額補正をし、400万2,000円とするものでございます。

19款諸収入6,482万6,000円に補正額276万3,000円を増額補正をし、6,758万9,000円とするものでございます。

歳入合計、補正前の額50億8,540万3,000円に6,092万8,000円を増額補正をし、51億4,633万1,000円とするものでございます。

歳出についてご説明をいたします。

1 款議会費、補正前の額9,176万5,000円に補正額50万9,000円を増額補正をし、9,227万4,000円とするものでございます。

2 款総務費 7 億2,117万4,000円に補正額352万4,000円を増額補正をし、7 億2,469万8,000円とするものでございます。

3 款民生費12億4,103万4,000円に補正額2,475万3,000円を増額補正をし、12億6,578万7,000円とするものでございます。

4 款衛生費 5 億2,270万9,000円に補正額894万6,000円を増額補正をし、5 億3,165万5,000円とするものでございます。

5 款農林水産業費、補正前の額 6 億8,496万7,000円に453万円を増額補正をし、6 億8,949万7,000円とするものでございます。

7 款土木費、補正前の額 3 億3,637万8,000円に1,833万6,000円を増額補正をし、3 億5,471万4,000円とするものでございます。

9 款教育費 3 億7,361万6,000円に 3 万円を増額補正をし、3 億7,364万6,000円とするものでございます。

10款災害復旧費4,553万8,000円に30万円を増額補正をし、4,583万8,000円とするものでございます。

歳出合計、補正前の額50億8,540万3,000円に補正額6,092万8,000円を増額補正をし、51億4,633万1,000円とするものでございます。

あと、歳出につきましての詳細につきましては、各課長のほうから、担当課長のほうから説明をさせていただきます。

続きまして、8ページをお開き願いたいと思います。

歳出について、総務費についてご説明をいたします。

2款総務費1項総務管理費1目電算システム費、補正前の額1,866万9,000円に20万円を増額をし、1,886万9,000円とするものでございます。これにつきましては、13節委託費として資産管理台帳システムの土地単価抽出設定作業委託料として計上してございます。

5目きばらでえ伊仙応援基金事業費、補正前の額120万円、補正額310万円、合計430万円としてございます。これにつきましては、25節の積立金として計上してございます。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○保健福祉課長（松田一郎君）

それでは、保健福祉課管轄の補足説明をいたします。

3款民生費1項社会福祉費1目の社会福祉総務費でありますけども、19節の負担金補助及び交付金ということであります。これは、昨年度の台風17号影響によります公有財産の共済金が支給されたということであります。仙寿の里の入り口ポーチの天井の部分でありますけども、特別養護老人ホーム過年度災害復旧負担金として28万7,000円を増額補正をするものであります。

これは、入金としては今年の10月25日に入金されております。相手方は町村会であります。

3目老人福祉財源組み替えということで、老人クラブの補助金が増加になったということでの組み替えでございます。

合わせて、保健福祉課管轄続けていきます。

4款衛生費1項保健衛生費6目の保健センター運営費でございますけれども、賃金として看護師賃金を計上してございます。介護福祉士賃金、同じく7万6,000円ということであります。

主な項目、申し上げます。18節の備品購入費でございます。これは、公用車の購入費ということで、平成12年3月購入のトヨタのハイエース、これは障害者用のリフトつきの車でございますけれども、もう耐用年数を過ぎて利用価値がもう廃車寸前ということで、県の補助金をいただいて、50万の補助金をいただいて購入するというので、車椅子の機能つきの訓練車の新規購入でございます。

次のページ、お願いします。7目の自殺対策緊急強化事業費でございます。

これ、費用弁償ということで、脳卒中对策事業の中で、新たに講師は招聘をして、講演会を行うということで費用弁償ということで1回分の2万6,000円を組んでございます。

ご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○町民生活課長（西 吉広君）

町民生活課の補正額を申し上げます。9ページにお戻りください。

3款民生費2項児童福祉費3目私立保育所費でございます。補正前の額が2億841万2,000円に、2,446万6,000円増額補正をし、2億3,287万8,000円とするものであります。

これは、19節の負担金補助及び交付金でございます。これは、3保育所の児童措置負担金でございます。

児童が大分増えまして、負担金もまた申請をし直しをしないといけないと思っております。

これ、また1月に変更申請をしまして、2月末にまた決定通知が来るようになっておりますので、どうぞご審議のほどよろしく申し上げます。

○環境課長（益 一男君）

環境課より補正をご説明いたします。

4款衛生費、9ページでございます、同じく。

1項保健衛生費3目清掃費の補正でございます。補正前の額2億2,185万円に46万円を増額補正をし、2億2,231万円とするものでございます。節は19節の負担金補助及び交付金でございます。

徳之島愛ランド広域事務組合への人件費の負担額でございます。内容は、共済費の見出しにある負担増でございます。

続きまして、4目美しい村づくり総合整備事業費512万2,000円でございますが、これは増額、増減はございませんので、組み替えによる補正でございます。

11目の需用費修繕費でございますが、30万円を増額して、12の役務費の産業廃棄物手数料30万円を需要費に組み替えということでございます。

ご審議賜りますようよろしく願いをいたします。

○経済課長（樺山 誠君）

11ページ、10ページをお願いいたします。5款農林水産費1項農業費9目園芸振興費でございます。費目の中の節19節の負担金補助及び交付金についてご説明をいたします。

生活安定化協会負担金ということでございます。これに関しましては、バレイショの安定化基金への負担金でございます。2月に700t、3月に1,300tの受け入れということで補正をしてございます。よろしく願いいたします。

あと、カボチャ輸送助成ということになっておりますけれども、これに関しましては次年度から始まる輸送経費の軽減対策の実験事業としまして、パイロット事業というのをJAあまみが事業主体になりまして、カボチャに関しまして40t助成をします。補助率といたしましては、国が50%、県が25%、地元市町村が25%という形で輸送経費に関しまして全額を負担していくということでございます。

以上です。

○耕地課長（上木義一君）

耕地課関係の補足説明をします。5款農林水産業費2項農地費1目農地総務費、補正前の額9,622

万7,000円に122万7,000円を増額補正し、9,745万4,000円とするものでございます。

11節需用費修繕費30万でございますけど、これは台風24号により、西伊仙東の地下水ポンプの電柱が折れたための修繕費でございます。

13節委託料、漏水調査費委託料でございますけど、木之香地区の暫定畑かんの41ha分の漏水箇所は原因がわからないということで、県と連合会、町耕地課の職員、あと水道課の職員でまあ何とか2、3日かけて調査をしたわけでございますけど、なかなか原因が特定できないということで、専門業者への今回、委託料を計上をして、調査をしたいと考えております。

あと、11ページに移りまして、10款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費1目農林水産施設災害査定費、補正前の額4,473万2,000円に30万円を増額補正し、4,503万2,000円とするものでございます。

11節需用費でございますけど、消耗品費30万円予算に計上してございますけど、これは土のう袋とか路肩の支柱、ボルト、そういったのを購入したいと考えております。

以上で補足説明を終わります。ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○建設課長（中熊俊也君）

続きまして、建設課の補正予算について説明をいたします。11ページをお願いします。

7款土木費1項土木管理費1目土木総務費、補正前の額3,769万4,000円に18万円増額補正いたしまして、3,787万4,000円とするものであります。これは、旅費の不足によるものであります。

続きまして、同じく7款土木費2項道路橋梁費3目道路維持費、補正前の額1,197万4,000円に1,800万円を増額補正いたしまして、2,997万4,000円とするものであります。

これは、昨年末、国の大型補正によるものでありまして、これは道路の西目手久中央線上晴河地線、ウワナル線、コウジミヤモト線を部分的に開業しようと計画しまして、1,800万円を工事請負費として補正したものであります。

続きまして、4目地域活力基盤創造交付金事業、補正前の額2,078万4,000円に同額補正いたしまして、15万6,000円を同額補正いたしまして、2,094万円を増額となるものであります。

この内容は、これも旅費の不足によるものであります。

審議の上、承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（常 隆之君）

これから、議案第52号について質疑を行います。

○13番（美島盛秀君）

歳出の10ページ、農林水産業費の園芸振興費19節の負担金補助及び交付金の成果物安定化協会費負担金、2月、3月で2,000万円の補助金増額ということでありまして、2月、3月でしょ、これは、バレイショの運賃の補正という説明じゃなかったですか、今。

○経済課長（樺山 誠君）

10ページの農林水産費園芸振興費の中の負担金及び交付金ということでございますけども、成果

物安定化協会の負担金ということでございますけども、これに関しましては、バレイショの価格安定に関する基金、協会の負担金でございます。結局は、2月に700 t、3月に1,300 t分の基金を設けるということでございます。ですから、これに関しましては、もちろん町の予算が266万3,000円入っておりますけども、これが農協さんだとか、あるいは農家さんも合わせてこの基金への基金を積み立てしていくということでございますので、野菜の安定化に関しての基金ということでございます。

○13番（美島盛秀君）

村づくり委員会の中で、こういう話が出まして、バレイショの輸送用の1 kg約15円の補助が出るという話が出たんですけれども、そこへの基金補助という理解をしているんですけども、その補正じゃないわけ。

○経済課長（樺山 誠君）

成果物の安定化基金に関しましては、ジャガイモの暴落等によって、その暴落した分を賄うという感じの基金でございます。

今、おっしゃったように、バレイショの輸送コスト、農作物の輸送コストに関しましては、平成26年度からちゃんとした交付金で賄っていく計画でございますけども、この下にあるカボチャの輸送助成金というものは、パイロット事業として25年度に実施をしますと、で結局はどういう問題点があるかとか、いろんな問題点の抽出のためにこういうパイロット的に、実験的にする事業でございます。その中で、今年度実験的にやりますんで、カボチャに関してやってみようということで、カボチャ40 t分の鹿児島までの輸送に対して国のほうが28万8,000円、県のほうが5万7,000円、町のほうが5万7,000円を出して、事業総額費が57万6,000円でこの40 tに対する輸送コストの提言をするということでございます。

○13番（美島盛秀君）

詳しい説明でよくわかりました。そこで、今、奄振事業の中で、バレイショの輸送金を補助しようと、補填しようとする話があるわけなんですけれども、このことについて農家の皆さんは、今期からの、今度のバレイショから、補正が、補助が出るものだと、キロ当たり15円出るものだという受け取り方をしていました。

そういう中で、経済課の説明があって、あれは国の、26年度の当初予算が可決されて成立したその後の補正、キロ15円の補填じゃないかというような説明も私もしましたけれども、その辺りしっかりと、経済課はキロ15円を輸送賃の削減をするよというようなこと、詳しく説明しないと、農家の皆さんは、もう2月、3月からのキロ15円の輸送コストがもらえるんだと、安くなるんだと、いうことを非常に期待をしています。ですから、そこら辺り、しっかりと経済課のほうで説明をしていたきたいんですけれども、その補填について、ちょっと説明ができればお願いします。

○経済課長（樺山 誠君）

今、ご指摘のとおり、農家の誤解をちゃんとしっかり解いていかなきゃいけないと、我々説明責

任があるわけですから、これから農談会の席等で26年度からですよということをお話をしてるんですけども、やはり聞き違い等ございますんで、ちゃんと、経済課通信の中でもしっかりしつこく広報してまいりたいと思いますんで、よろしくお願いします。

○議長（常 隆之君）

他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから議案第52号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから議案第52号を採決します。

お諮りします。議案第52号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、議案第52号、平成25年度伊仙町一般会計補正予算（第4号）については原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第4 議案第53号 平成25年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

○議長（常 隆之君）

これから議案第53号、平成25年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第53号は、平成25年度伊仙町後期高齢者医療特別会計の規定の予算に変更が生じたので、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（常 隆之君）

補足説明があれば、これを許します。

○保健福祉課長（松田一郎君）

それでは、議案第53号について、補足説明をいたします。

平成25年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）でございます。

規定の歳入歳出予算の総額1億7,077万3,000円に、歳入歳出それぞれ30万円を増額し、歳入歳出

予算の総額を1億7,107万3,000円とするものでございます。30万については、主に、長寿健診者が当初計画より増えた為でありまして、この補正であります。ちなみに、260名が40名ほど増えたということによるものでございます。

5 ページのほうをお開きください。

歳入についてでございますけれども、1 款後期高齢者医療保険料 2 目普通徴収保険料、補正前の額607万4,000円に15万9,000円を補正して、623万3,000円とするものでございます。

これについては、滞納繰越分でございます。これの増加に伴うものでございます。

4 款繰越金 1 目繰越金でございますけれども、前年度繰越金が 3 万3,000円増加して、前年度徴収保険料繰越金が減となったものであります。この繰越金の増加の分は、事務費の繰り上げ等で役務費の繰り上げ等増によるものでございます。

5 款諸収入 4 項受託費収入 1 目健康診査事業収入でございますけれども、196万3,000円に38万4,000円増額し、234万7,000円とするものでございます。これは、健康診査収入でございます。29万2,000円、長寿健診合わせての収入でございます。

歳出のほうをいきます。次の 6 ページをお開きください。

歳出、2 款後期高齢者医療広域連合納付金 1 目同じであります。これは、被保険者保険料の前年度徴収分の27万6,000円の減額と、被保険者保険料滞納繰越分15万9,000円の増によるもので、補正前の額 1 億6,591万9,000円が11万7,000円減額して 1 億6,580万2,000円とするものでございます。

3 款保険事業費 1 項保健保持増進事業でございます。1 目の健康診査事業でありますけれども、委託料として、健康事業受託料、先ほど申し上げましたけれども、この中で、40名ほどの長寿健診が増えたということでございます。委託先は、公益財団法人鹿児島県民総合保健センターでございます。

14節は会場使用料ということでほーらい館に検討してございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（常 隆之君）

これから議案第53号について、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから議案第53号について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから議案第53号を採決します。

お諮りします。議案第53号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、議案第53号、平成25年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第5 議案第54号 平成25年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第3号）

○議長（常 隆之君）

これから議案第54号、平成25年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第54号は、平成25年度伊仙町簡易水道特別会計の既定の予算に変更が生じたので、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

ご審議賜りますよう、お願いをいたします。

○議長（常 隆之君）

補足説明があれば、これを許します。

○水道課長（芳田勇人君）

補足説明の前に、大変申しわけございません。1カ所修正方、お願いいたします。

表紙の裏、1段目、平成25年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第2号）となっておりますが、（第3号）の誤りでございます。大変申しわけございません。修正方、お願いいたします。

それでは、議案第54号、平成25年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について、補足説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額2億8,837万7,000円に、歳入歳出それぞれ548万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を2億9,386万2,000円とするものでございます。

5ページお願いいたします。歳入についてご説明いたします。3款繰入金1目繰入金、補正前の額6,649万円に548万5,000円を増額補正し、7,197万5,000円とするものでございます。

これは、一般会計4款衛生費からの繰り入れでございます。

続きまして、6ページお願いいたします。歳出についてご説明いたします。

1款水道事業費2項原水浄水費1目原水浄水費、補正前の額3,392万3,000円に548万5,000円を増額補正し、3,940万8,000円とするものでございます。これは、11節需用費の電気代、これは各浄水場及び地下水ポンプ施設等の電気料金の値上げによるものでございます。

修繕費といたしましては、糸木名浄水場、コンプレッサーの修理代また八重竿浄水場のろ過ポンプの修理代となっております。

燃料費は台風26、27号対策で、発電機を起こしましたのでこの燃料費を提案させていただきます

した。

それから13節委託料、これも各施設の漏水、原水を基本にした漏水調査を専門メーカーに委託するものでございます。

それから、14の使用料及び賃借料の重機借り上げ、これも台風26号対策、27号対策による発電機の借り上げ料を提案させていただきました。

以上で、補足説明を終わります。ご審議の上、採決くださいますようお願いいたします。

○議長（常 隆之君）

これから議案第54号について、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから議案第54号について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから議案第54号を採決します。

お諮りします。議案第54号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、議案第54号、平成25年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第6 議案第55号 平成25年度特産品開発製造販売プロジェクト事業建築本体工事請負契約について

○議長（常 隆之君）

これから議案第55号、平成25年度特産品開発製造販売プロジェクト事業建築本体工事請負契約について議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第55号は、平成25年度特産品開発製造販売プロジェクト事業建築本体工事請負契約について、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべく契約及び財産の取得または処分に関する条例の第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（常 隆之君）

補足説明があれば、これを許します。

○経済課長（樺山 誠君）

平成25年度特産品開発製造販売プロジェクト事業建築本体工事の請負契約についてでございます。

工事名、平成25年度特産品開発製造販売プロジェクト事業建築本体工事、工事場所、大島郡伊仙町伊仙地内、請負契約額、6,604万5,000円也、契約相手方、鹿児島県奄美市名瀬小俣町29番25号竹山建設株式会社代表取締役竹山眞一郎。

ご審議くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（常 隆之君）

これから議案第55号について質疑を行います。

○12番（上木 勲君）

12番、上木でございます。ちょっと、この件について、町内でちょっといろいろ聞かれるわけですが、これぐらいの工事ですとね、町内業者でも十分建築できるんじゃないかと。

できるから、やっぱり経済活性化という意味合いからもやっぱりいろいろと、町内業者をやっぱり市町の場合は、どこの市町村の場合もそうですけれどね、やっぱり優先して、いろいろ事業執行は、入ってくるお金ですから、補助金とかあるいは起債とか、それからそういうことで、町内業者やっぱり優先に事業はやっぱり執行するようにしないと、またこれぐらいの工事やったら十分できるんじゃないかというような話も聞かれたりして、その中で、何か町内業者はちょっと相手の業者もおるけれども、いくらか他にもたくさんあるのに何も入札にも入ってなかったとかいったようなことを聞かれるんですけど、その辺の事情についてちょっと質問いたします。

○副町長（中野幸次君）

上木議員の質問にお答えしたいと思います。

上木議員のおっしゃる趣旨というのは十分理解をしておりますし、従来そういう方向で指名をしてまいりました。

今回、指名に当たって指名委員会で長時間にわたってこの指名について話し合いをしましたが、今回はこれ、町が誘致した企業でありますので、それについて、やっぱり慎重を期してしなくちゃならない、そういう判断がありまして、今までの業者の、いわゆる事業のあの実績、そういったものを精査いたしまして、それに沿って検討いたしました結果、やはりいろんな意味で期間を厳守したり、その他、技術的な面も求められるところがありましたので、町内の業者2社につきましては、今回は辞退をしていただくようにして、そして町外業者と2社と町内の3社を含めて、我々指名委員会としては指名をしたわけでございます。

以上。

○12番（上木 勲君）

ただいまの説明では、誘致した企業というような説明でありましたんですけども、誘致したとあったところで、実際はその、国の補助金もいただいて、そしてその約50%くらいは、あるいはこ

れからこのあれについてもその、後のそのいろんな付帯工事とかいろんなことについても、やっぱり町の財源が起債を越したり、町の財源が入るわけですから、そうして町が執行する行事である、そういう方面からして、誘致している企業だから町内業者には、何かその入札に入れないと、こういうことについて私は、ちょっと、実際ね、常識的なあれですよ、疑問を感じるんですけど、その辺はどういうことですか。この辺の事情は。

○副町長（中野幸次君）

誘致した企業であるからということが、ただ、そういう経緯がもうあったので、慎重を期さなければいけないと、こういう判断であったということでもあります。これでよろしいでしょうか。

○12番（上木 勲君）

いや、もう、何かその、今、指名委員長の説明では、何か釈然としないですよ。

これはやっぱり、こういうようなところで町内でこういう事業だったら、やっぱりいきなりでこのいろんなあれで経済効果もあるわけだし、これからもいろんなこの関連のいろんなことがあるわけだから、私はやっぱり、町のいわゆる経済振興ということをこういう事業も誘致し、あるいはわざわざ町の、今、いっぱいいっぱいのところを財源を起債を越してるんで、極端に言えば、こういう事業をするわけだから、何かそこら辺はちょっと今の町の実情とは、何かその、ちょっと今の、こういうふうなあり方というようには、何か矛盾するような感じがしております。

まあ、これで質疑は終わります。

○議長（常 隆之君）

他に質疑はありませんか。

○6番（樺山 一君）

上木議員が今、質問したんですけども、私もそういう気持ちを持っております。そして、関連質問として、議長、意見だけよろしいですか。

○議長（常 隆之君）

内容がわかりませんので、どうぞ。

○6番（樺山 一君）

あの、指名のランク制とか、電子入札とか、そういうことが質疑等あって、前向きに考えたいと、指名委員長の答弁が過去あったんですが、その進捗状況はどうなってるか。

また、平成26年度から取り入れてするのか、答えができればお答えいただきたいと思います。

○副町長（中野幸次君）

ただいまの樺山議員の質問にお答えいたします。

電子入札につきましては、今準備をして、その県と打ち合わせをして、実現までのスケジュールができ上がって、そのことで取り組んでおります。ランク制につきましては、今後協議をして、将来的な考え方としてランク制に持って行って、入札制度の透明性を高めていくという努力を今、しているところであります。

○6番（樺山 一君）

電子入札に関しては、もう平成26年度から準備してできるということですか。

○副町長（中野幸次君）

県と協議をいたしました結果、研修にも職員を派遣いたしました、その中で、今年から来年にかけて試行期間っていうのを設定しなければいけないということで、恐らく来年の4月から8月辺りまでは試行期間ということで、研修は必要と、こういうことになりました。

それで、その間、我々としてはまた職員を派遣して、先進地での研修等もしなきゃいけないなど、こう思っているところであります。

○6番（樺山 一君）

特産品プロジェクト事業の現地本体工事、こういうのもやはりランク制とそして公募型と、やはり町内業者に安心して任せられないということでしたら、そういうやっぱりシステムを取り入れて、町民が理解できるような形で指名等をしていかないと、やはり町、竹山建設はやっぱり大島郡1、2を争う業者ですが、やっぱり施工上は私は反対する気もないし、そしてまた当初予算を推進したという観点からも反対はしませんが、そういう、やはり町外業者、やはり、そして、町外業者が取るにしても、やはり町民が納得した、するような形で、そういう経緯がなければやっぱり行政に対しても町民の信頼を私は得られないと思ってますので、それよりも、やはり町内業者を育成しないと、町民所得の向上はあり得ないということを一言申し添えておきます。

以上です。

○議長（常 隆之君）

他に質疑ありませんか。

○13番（美島盛秀君）

平成25年度特産品開発製造販売プロジェクト事業建築本体工事請負契約について、質疑をいたします。この事業自体は2億2,000万、約2億2,000万の事業で、大型事業であります。

ただいまの上木議員の質疑に対しまして、その業者の技術度、そういうことに対しての理解はできます。その中で、「辞退をしてもらった」という答弁がありましたけれども、まあそれはそれとして後で伺いますけれども、まず、指名業者に参加した業者名をお願いいたします。

○経済課長（樺山 誠君）

指名業者名でございますけども、建築本体工事に関しまして竹山建設株式会社、有限会社前元石油店、琉工務店、有限会社幸林工務店、湧上建設工業株式会社でございます。

○13番（美島盛秀君）

これ、落札が竹山建設さんですけども、以前に、町外業者が入っている工事について、私が質問をしたことがあります。今、関連して、樺山議員のほうからもありましたけれども、町内業者育成のために町内業者を今後なるべく技術向上、指導しながら町内業者に指名をしていくということを答弁がありました。

その中で、今、この5業者、竹山建設、前元建設、琉工務店、幸林工務店、湊上建設、この5業者、ありますけれども、「辞退してもらった」という言葉がありましたけれども、「辞退」という意味、これはこの5業者の中に6番目、7番目、入れておって辞退したというのであれば、辞退してもらったという話は分かりますけれども、なぜ辞退してもらったのか。

聞き及んで、私の聞き及んでいるところでは、ある人が、ある地元の優良企業にお願いに行くと。そりゃあどういふお願いかわかりませんよ。後でわかることだと思いますけれども。

そうしたら、それを拒んだと。そうしたら、入札に入れてもらえなかったという話を聞いております。

今、指名委員長の話では「辞退してもらった」という言葉がありました。その「辞退した」という言葉の説明、なぜ辞退してもらったのか、誰を、どういふ業者を辞退してもらったのか。

それから、設計価格、落札率は何%なのか、伺います。

なぜ町外、当該業者かというのについては先ほどで理解ができましたけれども、この、3業者が地元業者が入ってますね、これは、その、技術的にも指名に値すると、技術的に値すると私は受け止めております。そして、先ほどの答弁では、技術的にこの竹山建設は優れているからという答弁でありました。そりゃもちろん私もわかります、県のAランクですから。

その、それと肩を並べてこの地元、伊仙町の業者が3業者入ってます。これと同じように、他の小学校建築や体育館やドームやいろんな事業に何億という事業に入ってる業者もいくつか他にもおると私は考えております。

まあ、そういうことで、なぜそういう業者に辞退してもらったのかということと、設計価格と落札率、伺います。

○副町長（中野幸次君）

「辞退」という言葉は不適切だったかもしれませんが、まあ、遠慮していただいたと。

これはどういふことかと言いますと、この、直近の、過去のその事業に当たった経過が非常に議会からも指摘を受けましたように、やっぱり今回は支出を上げていただくという、育成というのはそういうことも関わるのではないかと。企業名を申し上げますと大変失礼になりますので、企業名は申し上げますけれども、議会の指摘がそういう指摘、ありましたし、そのことについて再三指導を重ねてまいりました。だから、今回はやっぱりそういう姿勢、対応ではいけないですよという意味合いを込めて、やっぱり今回は遠慮してもらおう、我慢してもらおうと、こういう考え方で指名に当たりました。

○経済課長（樺山 誠君）

落札率に関しましては98.8%でございます。

○議長（常 隆之君）

樺山経済課長。設計価格。

○経済課長（樺山 誠君）

さっきこの、価格設定した部分に関しましては、手持ちにないんで、少し今、取り寄せますんで、ちょっとお待ちください。

○議長（常 隆之君）

13番、美島君。他の質疑をしてください。

○13番（美島盛秀君）

今、「辞退」という言葉がおかしいから遠慮してもらったと言ったんですけどね、そんな指名願いの出てる業者に対してですよ、遠慮してくださいとか辞退してくださいとかいう立場ですか。

まだまだ、もう、他にもありますから。

それと、いろいろ、検査とかいろいろので問題があったと、業者に辞退してもらったということで意味はわかります。ところが、この地元の3業者の中にも工期が遅れたり、さらには町の町有地を20年間かけて住宅を建設してありますけれども、2年続けてやりますというけれどもまだそれも着工してない。そういう人たちも入っているんですよ。

だから、一つ一つそういうことを精査してみれば、私は、この辞退して遠慮してもらったという今の副町長の、指名委員長としての言葉、私はこれ、恥かきますよ、こういうことを指名委員長が言うということは。こんなことを許していいと思いますか。業者にあんた、この入札、辞退しなさいと、業者を選んで指名をするのは使命感がありますからそれはいいです。厳粛なこの議会の中でね、そんな遠慮してもらおうとか辞退してもらおうということ自体おかしな問題ですけども、まあこれは私の判断ですから、それは副町長、他のみんながどう考えるかは、わかりません。

そうなれば、これは談合に間違いはないですよ。こういう、業者を入れないような、地元の業者を優先させないような、まあ、それは答弁要りません。

○議長（常 隆之君）

13番、美島君。質問をするようにしてください。質問。どうしますか。

○副町長（中野幸次君）

誤解があるようですので、私の説明がまずかったと思いますけども。

遠慮していただいたというのは、業者にそのまま呼んで、あなただめですよと業者との折衝というのは1回もありません、そういうことはしません。ただ、指名委員会の中で、適切な言葉として、いや、もう今回は、今まで町にも貢献している方々ですけども、今回においてはもう遠慮してもらいましょうと、そういう、会合内での使った言葉であって、業者を呼んで、いや、あんたは今度は遠慮してもらいますよと、辞退してほしいとか、そういうことを伝えたということではありません。

だから、今までいろんなことで貢献していただいている業者さんに、やはり会合の中で、やっぱり今回は、みんなでこういう、議会からの従来の指摘等もあった、そういうこと等含めたときには、どうしても適切でないから遠慮していただきましょうねと、こういう話し合いをしたと、こういうことで理解をいただきたいと思います。

○経済課長（樺山 誠君）

失礼しました、設計額に関しましては、6,823万1,000円でございます。落札率に関しましては、予定価格から割り出してございますので、落札率98.8%となっておりますけれども、設計額から落札率を計算しますと、96.8%ということでございます。

○13番（美島盛秀君）

今の、副町長の答弁は理解できます。指名委員会でそういう業者は指名入れないようにしようという話があって、指名委員会の中であったというのはわかります。

ところが、冒頭申し上げたように、ある人がその地元の業者さんに行って、何かを要求したと。それを断られたからもうそれ、入れるなという話が今、ちまたで出ております。

これは、今、世間はいろんな問題で騒がしくなっておりますけれども、いろんな形でいろんな問題等が出てくるんじゃないかなと。また伊仙町に町長はいつも自信をもって言っておりました、私も町長、そういう町長の政策についてはすばらしいものがあるというふうに私も称賛しておりましたけれども、まだまだ伊仙町あるいは奄美、徳之島を含めて、異常な問題も出てくるんじゃないかなという気が、心配をいたしておりますので、今後、いろんな問題で見守っていきたいと、また議会活動を通して調査をしたりしていきたいと思っております。

終わります。

○議長（常 隆之君）

他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから議案第55号について討論を行います。

○12番（上木 勲君）

12番、上木です。ちょっと、私は反対討論をいたします。

と言いますのは、今までの質疑の中での入札問題に対してのいろんな説明も、不自然であります。

そして、落札率についても96.8%ということでありまして、90%以上は大体、まあ普通世間一般では談合入札だというふうにみんな言われております。そして、普通は80%とかそういうことが世の中の今の流れであるということからしまして、これは談合入札の疑いも濃いということと、それからこのプロジェクト事業についての大体事業をこれ、黒糖工場を今、徳之島のほう、先祖代々、もう何百年前からやった黒砂糖づくりですよね、これに関連した事業で、これは町内で、町内の事業者がやって、また自らもそれに付加価値をつけてするというように、町内業者がその中心になってすべきいわゆる成長論、そういうことをする国の補助金をかけてして、町のいわゆる起債もして、そうして町の財政扶養をかけてやる事業である。

しかし、この事業の、これから今まで今、考えられている経緯についても、広報紙とか何とか、一緒に参加してその使用した実権も持って、これが事業を進めるとか技術力うんぬんとかいろいろ

ろあるけれども、これは島の人々が自らの力で自らもやって、そりゃ販売するのは全国どこでも販売のあれがあるわけだから、まあそういうことで、この事業についてはこれ、やらねばならん、やることに対しては非常な意味ある事業だけれど、今回の事業の経緯については、私はこれは全て不自然で、談合入札であるということで反対をいたします。

反対討論といたします。

○議長（常 隆之君）

他に質疑はありませんか。

討論はありませんか。

○3番（前 徹志君）

今、反対討論が出ましたけど、この事業は、平成25年度特産品開発製造販売プロジェクト事業ということで大変すばらしい事業ですので、落札業者も大島郡きっての建設業者でありますので、議案どおり粛々と進めていただきたく、賛成討論といたします。

○議長（常 隆之君）

他に討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから議案第55号を採決します。

お諮りします。この採決は起立によって行います。議案第55号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（常 隆之君）

起立多数です。したがって、議案第55号、平成25年度特産品開発製造販売プロジェクト事業建築本体工事請負契約については可決されました。

これで、本日の日程は全部……（「議長、動議を申し上げます」と呼ぶ者あり）

○11番（琉 理人君）

議長不信任案決議案を、本日の臨時議会に審議することを望みます。

以上です。

○議長（常 隆之君）

これで、本日の日程を全部終了しました。（「休憩する」「休憩せんの」「動議が……」と呼ぶ者あり）

会議を閉じます。

平成25年第3回伊仙町議会臨時会を閉会します。お疲れさまでした。

閉 会 午前11時14分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

伊仙町議会議長 常 隆 之

伊仙町議会議員 明 石 秀 雄

伊仙町議会議員 権 山 一